

政 法 第 3 7 7 2 号
答 申 第 4 6 1 号
平成 2 9 年 2 月 2 7 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 6 月 2 9 日付け衛第 4 1 9 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第 5 7 7 号

平成 2 7 年 5 月 2 8 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 5 月 2 1 日付け衛
第 2 5 7 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、平成27年5月21日付け衛第257号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成27年5月11日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「厚生労働省ホームページ・過去の食中毒事件一覧・平成20年食中毒発生事例に記載のある平成20年3月17日に発生した(株)〇〇〇〇を原因とする集団食中毒にかかる次の文書 1) 食中毒統計作成要領に基づく「事件票」 2) 食品衛生法に基づく「営業停止の指令書」 3) 食中毒処理要領等に基づき実施された保健所の次の調査結果 ①本事案の「食中毒の判断根拠」が「食安発第1012001号平成19年10月12日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知ノロウイルス食中毒対策（提言）」に即していることが明確にわかるもの ②本事案の「症例定義」が明確にわかるもの ③(株)〇〇〇〇に対する指導内容がわかるもの」（以下「本件請求内容」という。）

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に対して条例第11条の規定により当該行政文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した。

4 実施機関による決定

実施機関は、上記3により本件決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成27年5月28日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 不開示理由として「千葉県情報公開条例第11条（行政文書の存否に関する情報）

該当」となっているが、次により第11条該当は合理的でない。

ア 千葉県ホームページ平成19年度食中毒発生状況（個別発生状況）において一部概要が公表・記載されていることから、本事案があったことは明らかである。

イ 厚生労働省ホームページ過去の食中毒事件一覧平成20年食中毒発生事例に記載があることから、千葉県が本事案に対し食中毒処理要領に基づき調査した結果、食中毒統計作成要領に基づき厚生労働省に報告していることは容易に判断できる。よって、文書の存在は明らかである。

(2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第63条に「都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するために公表に努めるものとする」旨の規定がある。これは、行政が、国民・住民の健康の保護に関する情報をより積極的に公開すべきであることを明らかにする規定と解すべきである。

3 意見書の要旨

(1) 不開示決定通知書においては、不開示理由として「千葉県情報公開条例第11条（行政文書の存否に関する情報）該当」とのみとなっていたものが、理由説明書では唐突に「条例第8条第3号（法人等情報）に該当」が追加されている。

このことは、不開示理由を条例第11条該当のみでは説明ができないと解釈して差し支えないか。不開示理由が適切でなかったのであれば、本件決定を取り下げるべきである。

(2) 理由説明書の不開示理由として「千葉県情報公開条例第8条第3号（法人等情報）に該当」となっているが、法人等の事業者の活動は、市民・消費者に及ぼす影響も少なくないので、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公益が優越するものとした「ただし書き」の規定を適用するのが合理的ではないか。

営業停止を受けた事実のみが一人歩きして、それに伴う風評被害が発生するおそれはあるが、食品の衛生、ひいては人の生命、健康、生活に関する問題であり処分を受けたことは事実であることから、そのことによる不利益は事業者が甘受すべきものであって、その事実が公開されないことについて当該事業者が正当な利益を有するとは言い難く、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

食中毒予防のためには事件例に学ぶことが不可欠である。前例に学び食中毒を未然に防ぐことこそ公衆衛生である。当該法人の不利益につながることを理由として、保健所の指導内容等を非公開情報とすることは、公益を勘案せず公文書の公開義務の原則にも反するものである。

(3) 法第63条に「都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するために公表に努めるものとする」旨の規定がある。これは、一般的に食品衛生行政担当者が国の逐条解釈としている解説本（食品衛生研究会監修）によると、行政が、国民・住民の健康の保護に関する情報をより積極的に公開すべきであることを明らかにする規定と解すべきとされている。

これ以外の解釈があるとするれば、法解釈権限を有する厚生労働省に照会し、本条

の正しい解釈をお示し願いたい。

- (4) 保健所が実施する食中毒調査の根拠法令は法第58条第2項による。同条は第1号法定受託事務であり、「食中毒処理要領」（昭和39年7月13日付け環発第214号厚生省環境衛生局長通知 最終改正：平成25年3月29日）及び「食中毒調査マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号別添厚生省生活衛生局長通知 最終改正：平成25年3月29日）に基づく厳格な調査が実施されることになっている。

この「食中毒処理要領」の趣旨は事後の食中毒予防対策に生かすようしなければならないとされていること。また、国は食中毒事件詳細については、その内容を公表することを明らかにしていること。これらのことから、国は食中毒調査内容を公益のために出来る範囲（個人情報等は配慮）で公開する姿勢である。国になり代わって実施した食中毒調査結果を非開示とすることは合理的でない。

- (5) 異議申立人は、食中毒の調査研究のために行政文書開示を求めている。開示請求書に「知りたいと思う事項の具体的な内容」を記載するよう注意書きがあったので、文書を限定するために当該法人名称を記載したものであって、開示文書には当該法人名称は必要としない。

貴県の理由説明書にもあるように、千葉県において平成20年3月17日に食中毒事件が発生していたことは事実である。特定の法人名が記載された開示請求に不都合があるとすれば、改めて法人名を除いた開示請求を行うことを申し添える。

第4 実施機関の説明要旨

1 不開示の理由について

(1) 条例第8条第3号該当性について

一般的に食中毒事件に係る行政文書については、違反業者名、営業施設所在地などの違反者を特定できる内容が記載されている。

また、食中毒事件を起こした違反者は、不利益処分である営業停止を科された際、保健所からの指導事項の改善、従業員の衛生教育等の実施などの再発防止対策を講じており、食品衛生管理の改善、徹底に努めている。

については、食中毒事件に係る行政文書を開示することで、違反者は処分時に食品衛生管理を徹底し、再発防止対策を講じたにも関わらず、その後も風評被害等により当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、違反者名等は条例第8条第3号の不開示情報に該当する。

(2) 条例第11条該当性について

本件請求内容に特定の法人名が明記されていたが、現在、本県及び厚生労働省で食中毒事件発生年月日は公表しているものの、違反業者名等の条例第8条第3号に該当する情報は公表していない。

については、特定の法人に係る行政文書の保有の有無を開示することで、食中毒事件の違反者であるかどうかを明らかにすることになり、上記(1)で説明するとおり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、

条例第11条に該当する。

2 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、本県及び厚生労働省のホームページに一部概要が公表されているため、本事案があったこと、並びに、行政文書の存在は明らかであることから、条例第11条に該当しない旨主張する。

平成20年3月17日に食中毒事件は発生しているが、その違反者名は現在公表していないため、本件のように特定の法人名が記載された開示請求に対し、上記1で説明するとおり、当該法人に係る行政文書の保有の有無を開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第11条に該当するものである。

(2) 異議申立人は、法第63条の規定に基づき、国民、住民の健康の保護に関する情報をより積極的に公開すべきであると主張するが、本県では、同法第63条の規定による違反者等の公表指針として、処分を行った翌日から起算して14日間は違反者名等を公表することとしている。

平成20年3月17日に発生した食中毒事件についても、法第63条の規定に基づき、行政処分後に違反者名等を公表し、県民への注意喚起及び食中毒による危害防止に努めたが、現在は、当該事件が発生してから年月が経過しており、県民への注意喚起等の目的を達成したため、違反者名等の情報は公表していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定について

条例第11条は、請求に係る行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合に適用され、当該請求を拒否することができるものであり、その適用に際しては条例第8条各号の不開示情報の存在が前提である。

また、条例第12条第3項の規定により、実施機関は開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しない理由を書面に記載すること（以下「理由の提示」という。）が義務付けられており、その趣旨は不開示理由の有無について実施機関の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることにあると解される。

実施機関は、第4の1のとおり、本件請求内容に特定の法人名が明記されており、行政文書の保有の有無を開示すると、当該法人が食中毒事件の違反者かどうか明らかにすることになり、風評被害等により、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、違反者名等は条例第8条第3号の不開示情報に該当することから、条例第11条を適用して不開示決定を行った旨説明する。

しかし、実施機関は、本件決定通知書において「開示しない理由」欄に「千葉県情報公開条例第11条該当」とのみ記載しており、条例第8条第3号に該当する情報及びその不開示理由を記載しておらず、条例第11条を適用する具体的な理由も記載し

ていない。

したがって、本件決定通知書の記載だけでは開示請求者に処分の理由を知らせて不服申立てに便宜を与えているとは言えず、理由の提示には不備があることから、本件決定は取り消しを免れない。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

3 結論

以上のとおり、実施機関は本件決定を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 6月29日	諮問書の受理
平成27年 8月 5日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年 9月 3日	異議申立人の意見書の受理
平成28年10月26日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)